

白馬村

第三次男女共同参画社会づくり計画

ちっちゃなことから始めよう

～自分らしさを活かせる社会づくり～



平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月

白馬村



はじめに

近年の社会情勢は、少子高齢化の進行、家族形態や地域社会の変化、高度情報化の進展等により著しく変化し、私たちの生活にもさまざまな影響を及ぼしています。このような変化に対応していくために、魅力に満ちた、豊かで安心していきいきと暮すことのできる地域社会の構築がこれまで以上に求められています。

このような状況の中で、本村における男女共同参画政策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 20 年 4 月に「白馬村男女共同参画社会づくり計画」を策定し、「ちっちゃなことから始めよう」をキャッチフレーズとして男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進して参りました。

平成 25 年度を初年とし、5 年間の第二次計画を策定いたしました。

そして、平成 30 年度からもこの理念を引き継ぎ、第三次計画を策定いたします。

引き続き、村民の皆様と一体となった取組みを進めて参りたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 30 年 4 月

白馬村長 下川 正剛

第1章 計画策定の背景

- 1. 世界の動き 1
- 2. 国・県の動き 1
- 3. 白馬村の動き 2

第2章 白馬村における男女共同参画社会づくりとは

- 男女共同参画とは 4
- 男女共同参画の必要性 4
- 男女共同参画の基本 4

第3章 計画策定の趣旨

- 1. 計画の基本的な考え方・目的 5
- 2. 計画の基本的視点 5
 - ※参画スケールとは 6
- 3. 計画の性格と目指す姿 7
- 4. 計画の基本目標 7
- 5. 計画の期間 7
- 6. 計画の体制 8

第4章 施策の展開

基本目標 1

◆男女共同参画社会実現のための意識づくり◆

具体的な目標

- 1. 性別役割分担の意識の改革・人権としての性の尊重 9
- 2. 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進 11

基本目標 2

◆男女共同参画社会の実現のための社会づくり◆

具体的な目標

1. 家庭や地域活動での男女共同参画の促進 13
2. 就業機会の拡大と労働環境の整備 15
3. 政策・方針決定の場への女性の参加促進 17
4. 女性に対するあらゆる場における暴力行為の防止 19

第5章 計画の推進

1. 村の推進状態の充実 20
2. 関係機関、関係団体、地域、村民との連携 20
3. 計画の進行状況などの把握 20

第 1 章 計画策定の背景

1. 国際的な動き

昭和 50 年（1975 年）、国連が「国際婦人年」を提唱、初の世界女性会議で「世界行動計画」を採択して以来、平成 7 年（1995 年）の北京会議に至るまで 4 回の世界会議が開催され、「女性の権利は人権である」と謳われた「北京宣言」と、各国の行動計画策定を求めた「北京行動綱領」が採択されました。平成 12 年（2000 年）には、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、北京宣言と行動綱領のさらなる実施に向けた「成果文書」と「政治宣言」が採択され、男女共同参画の推進は国際的に大きな流れとなりました。平成 17 年、22 年には「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況を協議し、内容についての再確認、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容の宣言が採択されました。

2. 国・県の動き

◎日本の動き

昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」を策定、「男女雇用機会均等法」など国内法の整備を進め、昭和 60 年（1985 年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准しました。平成 8 年（1996 年）には「男女共同参画 2000 年プラン」を策定、平成 11 年（1999 年）に制定された「男女共同参画社会基本法」を受けて翌平成 12 年（2000 年）には「男女共同参画基本計画」が策定されました。基本計画は、平成 17 年（2005 年）に第 2 次、平成 22 年（2010 年）12 月には第 3 次計画が決定されました。

◎長野県の動き

昭和 55 年（1980 年）の「長野県婦人行動計画」策定以来、35 年余りにわたり、男女共同参画社会の実現に向けた施策を行ってきています。その結果、男女共同参画社会に対する理解は深まりつつありますが、男女の平等感を実現できるまでには至っていません。少子化による生産年齢人口の減少が進み、将来の労働力不足が懸念されるとともに、県民のニーズが多

様化する中で、新たな価値を創造し、社会の活力を維持していくために、早急に女性の活躍を推進することが必要となっています。働き方を見直し、男女が互いに責任を分かち合いながら家庭や地域社会での役割、貢献を果たすことが求められています。

また、健康長寿県としてすべての年代の男女が多様なライフスタイルの希望を実現することができ、健康で生きがいを持って活躍できる社会をつくる必要があります。

3. 白馬村の動き

平成8年度から平成15年度まで県の長野県男女共同参画コミュニケーター制度により、県とのパイプ役となる地域女性コミュニケーター（平成13年から男女共同参画コミュニケーターに名称変更）を設置しました。この前後より女性グループなどの活動が活発になり、研修会参加や開催、地域推進活動等を行ってきました。平成8年度当時は事業も女性問題という名称で、主に「女性の地域等における活動の活発化」や「社会への進出」を中心に行っていました。

平成16年度からは、本村独自の白馬村男女共同参画推進員設置要綱により推進員を設置し、総務課が主管となり庁舎勉強会と村民一般勉強会を立ち上げ、「ちっちゃなことから始めよう」をキャッチフレーズに研修会や男性向け料理講習会の開催、公民館報等での啓発を行いました。

平成18年11月には庁舎勉強会・村民一般勉強会・推進員をひとつにした白馬村男女共同参画社会づくり推進協議会を立ち上げ、まず推進員とともに男女共同参画という言葉を広めることを原点に取り組んでいます。

平成19年度からは各地区に普及員を置き、より多くの村民の方に男女共同参画について理解していただけるよう、協議会委員とともに推進していただいています。

平成20年からは、「白馬村男女共同参画社会づくり計画」を策定し、平成25年3月までの5カ年にわたって各種事業を推進してきました。

平成25年からは、「白馬村第4次総合計画」「白馬村次世代育成支援行動計画」との整合性を保ち、だれもがのびのび輝ける社会づくりを目指します。

平成30年からは、「白馬村第5次総合計画」に基づき、社会経済環境の変

化や男女共同参画に関する新たな課題への対応の必要性により、計画期間開始から5年を経過した時点で計画の見直しを行いながら、引き続きだれもがのびのび輝ける社会づくりを目指します。平成30年3月に前計画が満了することに伴い、新たな課題に対応するなどの必要性から本計画を平成30年3月に策定しました。

第2章 白馬村における男女共同参画社会づくりとは

男女共同参画とは

男女が性別によって差別されたり、固定的な役割が強制されたりすることなく、すべての人々の人権が尊重され、一人ひとりの個性と能力を十分活かすことができ、ともに自立し豊かに生きることができるだれもが住みやすい社会づくりを目指します。基本的には平等ではなく参画がポイントで、男女の役割等を全て同じにするというのではなく、お互いを尊重し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、ともに責任を担うべき社会を形成することです。

男女共同参画の必要性は

現在の社会経済情勢の変化に対応するための施策で、日本が今抱えている「少子化」や「高齢化」等といったことに密接な関係があり、男女が力を合わせて住みやすい社会づくりをしていくことが必要になります。地域の男女の自立と、生活者の視点を重視した人間に優しい社会づくりをすることを目標とし、そのためには女性の積極的な活動も必要となります。

男女共同参画は、女性の世の中への進出、人権問題、次世代育成事業やファミリーサポート制度(環境づくり)、DV防止(ドメスティック・バイオレンス=夫婦・恋人間の暴力)、セクシャルハラスメントと多に関係があります。

男女共同参画基本的な考えの基本

- 男は仕事、女は家庭の性別常識を変え、働き続けたい女性が、子育て等をしながら、働ける環境条件を整備すること
- 生活者の視点を重視した人間に優しい社会づくりをすること
- 男女共同参画社会づくりは、地域の男女がそれぞれ自立していく中でも必要なもの

一人ひとりがさまざまな考えを持ち、家庭や勤務先などの環境からも、男女共同参画の受け止め方が違うことから、多くの方々の意見をもらいながら具体的な指針を定めることとしますが、なにより一人ひとりの日々の心がけが大切です。

第3章 計画策定の趣旨

1. 計画の基本的な考え方・目的

男女共同参画社会基本法の下記5つの基本理念に準じ、それぞれが男女は身体や脳のつくり(※17ページ参照)が違うという事実や個性を受け入れ、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、社会の対等な構成員として、家庭・地域・職場・学校などあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、だれもが性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを目指します。

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

2. 計画の基本的視点

この計画は、すべての村民の人権を尊重し、男女に平等な参画機会の確保、男女のパートナーシップの確立を基本とし、行政のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させることを前提としています。

協働のむらづくりも、男女共同参画社会が基本にあって目指すべきものと考えます。男性・女性等関係なく、すべての村民がお互い支え合う気持ちを持つこと、助け合う気持ちやそういった環境づくりの大切さを学ぶことが必要となります。せまい村では意見を伝えることや行動をすることが難しいと感じることもありますが、どんな社会をつくりたいのか「一人ひとりが考えることも大切」です。

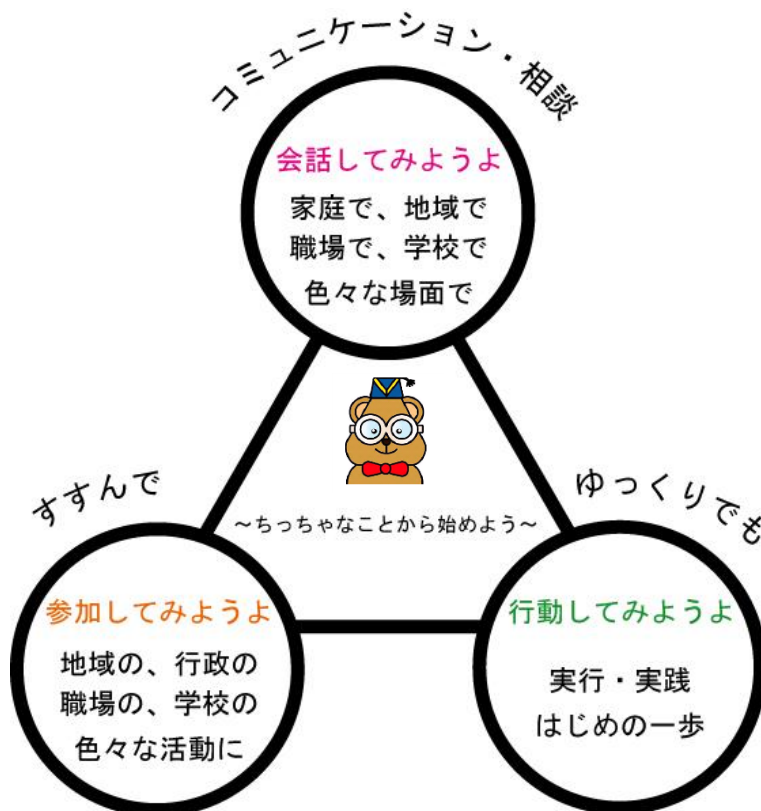
そして、さまざまな男女共同参画に関する「家庭・地域・職場・学校」のできごとを参画スケール※「会話」「参加」「行動」の三角形の図式に当てはめて考え、問題点を緩和させていき楽な気持ちで過ごせるように考えながらみつめていきます。どんなことでも、行政や一部の人が頑張るだけでは形にならないことが多いので、一人ひとりが自分たちの計画だと思え、

共通の認識を持てるように啓発や意識づくりを推進します。

計画の取り組み内容を参画スケールに当てはめて考え、関心を持ってもらうとともに、村（行政）の取り組み・村民の取り組みという項目をつくり、取り組み内容について行政・地域・家庭とが一丸となっていけるよう進めていきます。

男女共同参画に関わる問題は、日々の生活の中に多くあります。しかし一人ひとりの感じ方や考え方・環境等で、物事を問題と捉えるのか捉えないのかという違いがあります。何かが起こったり、きっかけがないと、男女共同参画という問題について考える場が生じないのが現状です。日々、男女共同参画にとらわれなくてもいいのですが、ちょっとした心の動きに敏感になり問題が発生する前にだれかに相談をしてみたり、そういった関係を持っておくことも必要です。身近なことから関心を持って過ごしてみましよう。

※参画スケールとは
男女共同参画推進員と事務局とで、男女共同参画を進めていく中で気になる点を見つめ、こうなしてほしいと考えたときに出てきた共通認識を単語にしたものであり、キーワードとしました。
キーワードは「会話・行動・参加」で、この3つは男女共同参画に係る色々な問題点について共通していると考え、リンクしているという意味で結び三角(参画)形にしたものです。村民一人ひとりが「会話(コミュニケーション)がうまくできれば」「男女問わず色々な場面に参加できれば」「自分から行動(実践)にうつすことができれば」少しずつ何かが変わっていくと考えました。



3. 計画の性格と目指す姿

本計画は「白馬村第5次総合計画」、「次世代育成支援対策推進法」との整合性を保ち、だれもがのびのび輝ける社会づくりを目指します。

4. 計画の基本目標

本計画では2つの基本目標を挙げ、各分野にわたる施策を計画的に推進し、「男女共同参画社会の形成」を目指します。

1. 男女共同参画社会実現のための意識づくり

一人ひとりが男女共同参画を理解し、身近に感じられるように浸透させていきます。

2. 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

ちっちゃなことから、男女共同参画の実現しやすい環境づくりをしていきます。

5. 計画の期間

計画策定年度から5カ年計画とし、平成30年度から平成35年度までの期間です。

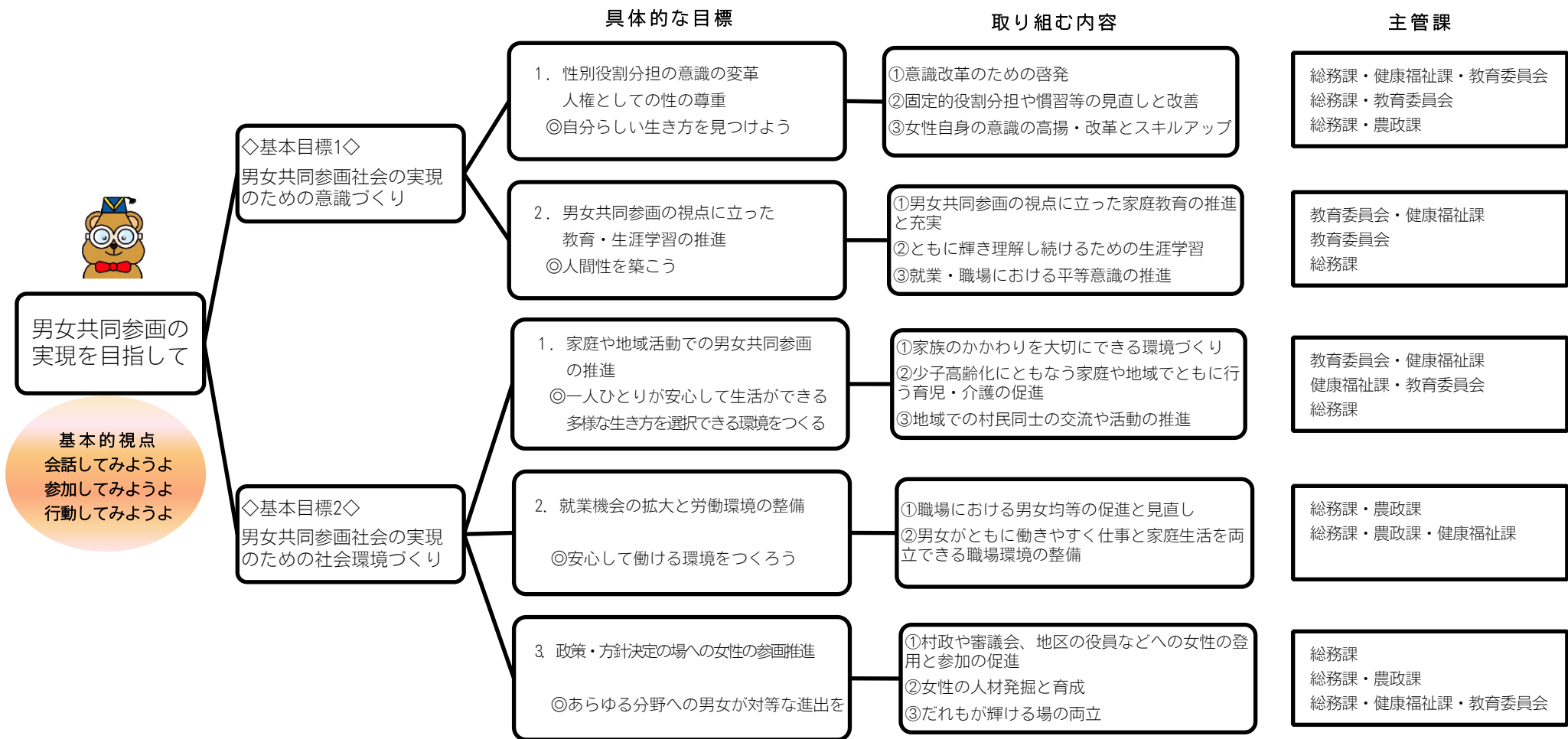
ぼくの名前は「さんかく」です。



白馬村男女共同参画社会づくり事業のマスコットの「さんかく」です。ぼくも、男女共同参画社会づくりについて、皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。どうぞ、よろしくお願ひします。ぼくは、男女共同参画社会づくり事業の啓発の張り紙や、書き物に載っています。ぼくを見つけてね。

6. 計画の体制

～ちっちゃなことから始めよう～
 会話・参加・行動から生まれる自分らしさを活かせる社会づくり



第4章 施策の展開

基本目標 1

◆男女共同参画社会実現のための意識づくり◆

1. 性別役割分担の意識の変革・人権としての性の尊重

◎自分らしい生き方を見つけよう

【現況と課題】

自分らしく生きることができる社会とは、個性や能力が十分に活かされ、**男性と女性**が対等な立場で築く社会です。一人ひとりの個性や性別に差があることを受け入れ理解した上で、お互いが支え合うことができるような意識をつくる必要があります。しかし村民の意識や行動、社会の習慣や慣行の中には、世代によっては男女の役割に対する固定的な考え方が未だ根強く残っています。各々が持つ固定的な考え方を「家庭・地域・職場・学校」という身近な生活の拠点を通じて気づく場を設けること、身近なところから意識の変革や気持ちの緩和をしていくことが課題です。

一人ひとりが、色々な場に参加をして会話をしたり、自分で考えて思いを伝えたり、「できることからチャレンジをしてみよう」という意欲を持ってもらえるような意識改革を進めていくことが必要です。

【取り組む内容】

①意識改革のための啓発

◎男女共同参画について、理解しやすい言葉や表現での広報活動や内容の周知に努めます。

村の取組み	主管課	地域・村民の取組み
<ul style="list-style-type: none">男女共同参画週間を通じた意識啓発法律の周知及び情報の提供、啓発資料の作成講演会や講座等の開催、学習機会の拡充意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none">総務課住民課教育委員会	<ul style="list-style-type: none">自分や自分のまわりを見つめ、男女共同参画の視点や人権に配慮しましょう講演会などに参加し意識を高めましょう

② 固定的役割分担や慣習等の見直しと改善

◎ 職場・家庭・地域における性別役割分担の意識と実態を把握し、小さなことからみつめ直します。

村の取組み	主管課	地域・村民の取組み
<ul style="list-style-type: none"> 性別役割や男女共同参画についての学習会の開催や情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 教育委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の身の回りのことは自分ですするという意識を持ち、できることから実践していきましょう

③ 一人ひとり（特に女性）の意識の高揚・改革とスキルアップ

◎ 女性が持っている意識を見つめなおし、女性が自信を持ち意見を伝えることや、行動をできるように意識づくりに取り組みます。

村の取組み	主管課	地域・村民の取組み
<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが、人として平等な立場や能力や個性を十分発揮できるように啓発し、発揮できる機会も充実する。 女性問題は男性問題であるという認識に立ち、意識の共有・啓発 地区役員等の女性の参画の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 農政課 	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが自分をみつめる機会を持ちましょう 女性が自分で意思決定できるような意識づくりをしましょう

2. 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進

◎人間性を築こう

【現況と課題】

地域や家庭・職場・学校で声を掛け合う等、コミュニケーションが減ってきています。それと同時に目上の人から引き継ぐ知識（しつけ）や常識なども減ってきており、自分以外の人に対する関心も薄れてきています。相手との関係を大切にし、だめなものはだめと言い合える関係を築く必要があります。

人間は生まれてから死ぬまで、毎日さまざまな場面で学ぶことや、人と交わることが多くあります。人との関係を大切にし、色々なことを吸収し、何か生きがいを持って生きていくことが理想ですが、なかなか日々の生活に追われ思うようにはいかないのが現状です。しかし忙しい生活の中でも心、時間にゆとりの持てるようになることが大切であり課題です。

私たちは多くの時間を家庭と職場や学校で過ごし家に戻ります。家族、家庭というものはいちばん身近で、いちばん心のゆとりのもてる落ち着いた存在であるように、家庭の中から会話を重視し、家族の役割や個人の尊重を考えて、これを家庭の外の地域や学校・会社などで活かし、だれもがお互いを慈しみ思いやれるような意識改革が必要です。

【取り組む内容】

①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と充実

◎家庭において男女共同参画の視点に立った子育てが行なわれるよう意識を高めます。

村の取組み	主管課	地域・村民の取組み
<ul style="list-style-type: none">家庭において男女共同参画の視点に立った子育てが行なわれるように啓発男女がお互いに協力し、男女平等をはじめとする人権教育や性教育を含んだ内容の推進	<ul style="list-style-type: none">教育委員会健康福祉課	<ul style="list-style-type: none">家族そろって子供の教育に取り組みましょう親子と一緒に学ぶ時間や会話を持ちましょう

②ともに輝き理解し続けるための生涯学習

◎ともに前進するために色々なことを取り入れ、日々学習をし続ける意識を持っていけるように呼びかけます。

村の取組み	主管課	地域・村民の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会のあらゆる分野での男女共同参画を目指す講座の開催など、学習機会の拡充 ・ 生きがいを広げ、男女がともにあらゆる分野での参画を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生きがいについて考え、みんなで色々な講座や学習機会などに参加し、生きがいを見つけていきましょう

③就業・職場における平等意識の推進

◎仕事と家庭生活とが両立でき、毎日生き活きと働くことができるような意識づくりをしていきます。

村の取組み	主管課	地域・村民の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業とのつながりを持ち、現況を把握し、それぞれの意識づくりを進める ・ 労働条件の向上と雇用の安定を図るため、啓発、相談業務の充実 ・ 職場の中での固定的役割についての意識の見直し ・ ワークライフバランスの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課 ・ 農政課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性も男性もお互いに対等のパートナーとして、職場での慣習や環境を見直しましょう

基本目標 2

◆男女共同参画社会の実現のための社会づくり◆

1. 家庭や地域活動での男女共同参画の促進

◎一人ひとりが安心して生活ができ多様な生き方を選択できる環境をつくろう

【現況と課題】

まだ残りつつある固定的な性別役割分担意識を持ったまま、なんとなく窮屈に暮らしており、自分らしさや人間らしさを見失いがちです。

自分を見つめ直し、一人で生きているのではなく、周りに大勢の人がいて支え合いながら生きていることを再認識し、自分も人も大切に思い接することが重要です。また、現代の社会の特徴でもある核家族化の進行や、地域コミュニティ意識の希薄化によって生じる子供を育てることに関する不安や孤独感を緩和するためには、男女の対等な参画と責任の分担を促進し調和をつくることが不可欠となります。

孤独感や不安を緩和していくには、家庭や地域の中で気軽に声を掛け合ったり、協力できる環境をつくる必要があります。そのためには人に接するということを見直すことや、人と関わることのできる交流の場を設ける必要があります。そして、その場に参加できる環境をどうつくっていくかであり、みんなで趣向を凝らして工夫し、こういった環境が必要なのかを考えていく必要があります。

【取り組む内容】

①家族のかかわりを大切にできる環境づくり

◎家族一人ひとりがそれぞれの家庭の中で、お互いを認め合い、温かい家庭を築いていけるような意識づくりを目指します

村の取組み	主管課	地域・村民の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦や家族で楽しめる場や機会の拡充 ・ 世代を超えた交流会の企画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会 ・ 健康福祉課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族そろって食事を摂ったり、コミュニケーションの場を増やしましょう ・ 家庭での基本的な生活環境やしつけを大切に接し方を考えましょう 思いやりの心を持ち人に接しましょう ・ 地域での世代を超えた意見交換などの場を持ちましょう

②少子高齢化に伴う、家庭や地域でともに行なう育児・介護の促進

◎子育てや介護を地域や行政で支え、だれもが安心して家族の世話ができるような環境をつくりまします。

村の取組み	主管課	地域・村民の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援事業の拡充、地域への啓発 ・ 講座や学習会、地域の行事などへ、子育て中や介護をしている人が参加できるような環境の整備 ・ 職場などでの子育て環境の確認、整備 ・ ファミリーサポート制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康福祉課 ・ 教育委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族みんなが積極的に子育てや介護に関わり、協力し合い、母親が育児から離れる時間をつくりましょう ・ 近所の子供とのコミュニケーションをとり、地域で交流をはかりましょう ・ 地域で子育て、介護を助けたり相談ができるような交流を日頃から持ちましょう

③地域での村民同士の交流や活動の推進

◎村民同士が触れ合えるような場を設け、交流が深まるように推進します。

村の取組み	主管課	地域・村民の取組み
・ どうしたら村民が進んで参加をしてくれるのかを考え、多くの方が参加でき、みなさんに必要と思われる行事を計画する	・ 総務課	・ できるだけ行事に参加し、地域・村の中で交流をはかっていきましょう

2. 就業機会の拡大と労働環境の整備

◎安心して働ける環境をつくろう

【現況と課題】

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が世代によっては根強く残る中、その意識に反し女性も男性以上に仕事に占める時間が増えているという現実があります。男女ともに同じ時間、内容で働いていても、自然に職場や家庭の中で仕事や家事の分担がされてしまっていることが現況であり、こういった現況を見つめ直すことが必要です。職場・家庭・地域に残る慣習・慣行を見直し、職場や働く人にとって何が必要なのか、何が問題なのかを整理し、つくりあげていくことが必要です。これらの基本的な知識や法律などを理解し学ぶことも必要となり、行政や関係団体は情報を職場や住民へ幅広くわかりやすく提供していくことが重要です。また、人とのネットワークづくりも大切となります。

【取り組む内容】

①職場における男女均等の促進と見直し

◎職場等においての男女の役割や雇用の見直しを進めます。

村の取組み	主管課	地域・村民の取組み
<ul style="list-style-type: none"> 職場の労働条件の不平等や、差別的慣習・慣行の是正について、リーフレットの配布等により啓発 男女の労働者間の事実上の差に着目し、自主的に解消をできるような啓発を村内の企業等にも呼びかけていく 不満などを伝えられるコミュニケーション豊かな職場づくりを考えていく 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 農政課 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、地域でも、日頃から男女の慣習・慣行の見直しを行なっていきましょう 問題点をあげたり、ストレスなどを伝えられる場や関係を持つようにしましょう 現役を退いた方も、どんどん社会に接してみましよう

②男女がともに働きやすく仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備

◎豊かでゆとりのある生活を目指し、男女ともに職場生活と家庭生活の両立ができるようにしましょう

村の取組み	主管課	地域・村民の取組み
<ul style="list-style-type: none"> 仕事と育児、介護を両立しながら働き続けることができるように、男女ともに取得できる育児休業、介護休業制度の普及・促進をはかる 職場における健康管理対策及び労働環境の整備の啓発 ボランティアの促進とネットワークの立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 農政課 健康福祉課 	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちの職場の休業制度の正しい認識や、村にある放課後児童クラブや保育所などの制度を知り、上手に活用しましょう 職場生活と、家庭生活の区切りをしっかりとつけ、心体を休めましょう 子育て介護などに関し、支え助け合う気持ちを持ちましょう

3. 政策・方針決定の場への女性の参加促進

◎あらゆる分野へ男女が対等な進出をしよう

【現況と課題】

女性が会議や公の場に出て行くことや大勢の中で意見を述べること、役職を受けることなどに消極的な点が多く見受けられます。そこには、今までの経験不足も関係していますが、女性はこうあらねばという考え方や、人の前で話した時の反応が怖いなど、地域での習慣や慣行、女性独自の考え方が根強く残っています。

女性の問題は男性の問題でもあるという認識を持ち、男・女が力をあわせ過ごしやすい環境をつくるように考えていくことが大切であり、**男女ともに**一人ひとりが必要な知識や情報を持つことや、自分や他人を見つめる場を設け、そこから自分を知り自信を持ち自分を表現できるような環境づくりをしていくことです。そしてそこには男・女は体のづくり方や脳のづくりが違い※、それぞれ個性もあるので、自分を活かし支え合える環境にすることが求められます。

※脳のづくりが違うとは、脳のづくりと伝えると少しとてつもないことと感ずるかもしれませんが、思考や行動等は比較的男性、女性と分かれており、それは下記抜粋文書のように、何百万年もかかってつくられた脳のづくりの違いと個性があり生じていると言えます。こういった男女の差という事実を予め受け止めているのといないのでは、異性に接した時に感ずるストレスも違うのではないかと思います。この違いや身体構造の違いを受け止めた上で、男女が認め合い支え合う社会をつくっていかねばと思います。

「話を聞かない男、地図が読めない女」アラン・ピース&バーバラ・ピース著/主婦の友社（本文第1章より抜粋）

「男と女が異なる進化をしてきたのは、その必要があったからで、男は狩りをして、女は木の実や果実を採った。男は守り、女は育てた。それを続けた結果、両者の身体と脳はまったく別ものになった。

男女の身体は、それぞれの役割に合わせて発達していった。たいていの男は女より背が高く、力も強くなった。そして脳のほうも、役割に応じて進化していった。

こうして何百万年ものあいだに、男と女の脳はちがう方向に進化していき、その結果、情報の処理のしかたまで変わってきた。いまや男と女とでは、考え方はもちろん、理解のしかた、優先順位、行動、信念までことごとくちがう。」

といったことをこの書籍では伝えています。私たちが感ずる男女の考え方の違いなどの事実を受け止めているかいないかでは、ストレスの感ずり方も違います。

【取り組む内容】

①村政や審議会、地区の役員などへの女性の登用と参加の促進

◎女性も自信を持って積極的に発言していきましょう

村の取り組み	主管課	地域・村民の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性が活発に発言や活動ができる場・機会を設ける ・ 性別に拘らず、個人の特性などをみて、向いていると思う役職などには進んで女性を登用していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会進出しやすい家庭内の支援や理解、助け合いの体制を築きましょう ・ 積極的に引き受ける自信を持ちましょう ・ 色々な場に参加し、積極的に意見を伝えましょう

②男性・女性の人材発掘と育成

◎男性・女性の能力と活力を村づくりや社会活動に活かしましょう

村の取り組み	主管課	地域・村民の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材バンクの設置、活動会の提供 ・ 地域活動リーダー養成や研修会などの開催や充実、受講の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課 ・ 農政課 ・ 健康福祉課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の考え方などの向上や、女性同士の交流のため、女性が外に出られる環境を地域、家庭で考え環境づくりをしましょう ・ 男性も自分のライフスタイルの見直しをしましょう

③だれもが輝ける場の確立

◎生涯を通じて、男女がともに健やかで、安心して暮らし生きがいを持てる環境づくりを目指しましょう。

村の取り組み	主管課	地域・村民の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女が年齢や障がいの有無にかかわらず、生きがいを持てるよう生涯学習などの機会の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課 ・ 健康福祉課 ・ 教育委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女の身体の特徴を十分に理解し、生涯を通じお互いが思いやり支え合う気持ちを持ちましょう ・ 自分の生き方を見つけましょう

4. 女性に対するあらゆる場における暴力行為の防止

◎人権を尊重しよう

【現況と課題】

DVやセクシャル・ハラスメント（以下「セクハラ」と略称）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者になっています。また、DVは、外部からその発見が困難であるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、周囲も気づかないうちにエスカレートし被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、職場での男女平等は達成されていない現状の中で、その最たるものがセクハラです。セクハラを完全に追放するために、女性が「イヤ」と意思表示をするのはもちろん、男性のセクハラ認識とジェンダー意識も変えていくことが大切です。

このような女性に対するあらゆる暴力行為を許さない社会の実現は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

パートナーを尊重し、男女でともに支え合う環境整備

◎お互いを認め合い相手の気持ちを思いやりましょう。

村の取組み	主管課	地域・村民の取組み
<ul style="list-style-type: none">相談窓口機能の充実女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりのための広報と啓発若年層に対するデートDVの予防啓発の学習の実施世代によって異なる意識の違いを考慮した啓発事業セクハラ等の研修会を開催し、人権意識の高揚に繋げる	<ul style="list-style-type: none">総務課健康福祉課教育委員会	<ul style="list-style-type: none">男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を共有しましょう。身の周りでDVやセクハラと疑われる行為があったときは窓口へ相談しましょう。

第5章 計画の推進

この計画に基づき男女共同参画社会を実現するためには、行政の推進体制の充実とともに、地域・村民等の理解や協力が不可欠です。まずは行政が啓発等の体制を確立し、地域・村民等にこの事業の内容を伝え広げていくことが必要となります。そして村民一人ひとりが男女共同参画に対する取り組みが必要だと認識してもらえるように推進します。

なお、この計画は5年ごとに内容の推進状況を検証するとともに、見直しを行なっていきます。

1. 村の推進状態の充実

行政の各部署が一体となり、行政の取り組む施策に男女共同参画の視点を取り入れ、男女共同参画社会づくりに向け推進します。庁内等の「男女共同参画庁内等勉強会」が主体となり、庁内体制の充実を図ります。

2. 関係機関、関係団体、地域、村民との連携

本村の「男女共同参画推進員」と、関係機関、関係団体、地域、村民とのつながりを大切にし、意見や活動を尊重しつつ連携し、この事業計画を根付けていけるように推進していきます。

3. 計画の進行状況などの把握

計画の推進状況を、村民にわかりやすく公表します。